

亞爾然丁時報

FRANQUEO PAGADO
CORREO ARGENTINO
TARIFA REDUCIDA
CONCESSION 718
發行所亞爾然丁時報社
市
ブエノス・アイレス八一
ウスベリア橋九八
電話(二三)七〇五一
電波(二三)七〇五一
Director:
T. MIDZUNO
EDACCIÓN:
Uspallata 981
U. T. 23, 7051

唯一機の海鷺に初の感状授與

六對一の不利、敢然敵中に突入

【東京十八日同盟】昨年一月十八日比島ダバオ港外において潜水艦警戒中の山田秀夫海軍飛行兵曹長指揮の水上偵察機はわが艦艇攻撃のため來襲せる敵双発爆撃機六機に遭遇、六對一の不利も顧みず敢然敵中に突入その一機を墜落他を潰走せしたが、不幸敵弾のため偵察員、操縦員とも斃れるや重傷の電信員が操縦桿を握り遂に海上に不時着した壯烈鬼神も哭く偉勳に對して、曩に山本聯合艦隊司令官より感状が授與された、唯一機の海鷺に感状が授與されたのは今回が最初である。

總力戰體制の完成期す

五中全會成功收め終了

【南京十六日同慶】五中全會底せしめ國民士氣の昂揚をはの提案が可決され近く全國宣第二日は午前十一時より開催かるとも新國民運動を一傳會議を召集することになつて、汪主席以下中央執行監察各般民衆に普及させるために強たのは注目される、その他教員の宣傳方法を實施べしと育方面では學制改革に關する

戰ふ日本に全面的協力

佛印華僑五百萬を組織化す

【河内十八日同盟】大東亞戰組織化に着手したことになり、これと並行して全華僑の起草にかかる參戰擴張大會、爭効發し對日全面協力を誓つて府政務委員張水福が中心とな成功をおさめ同會議を終了した佛印華僑五百萬は英米撃滅つて同志と謀り當り左の各國民黨が如何にして國府の參段と鞏固にしつゝあるが、從具體的運動を展開すること、

國民貯蓄増加

【北京十六日同慶】北支軍事、和平運動を積極化し且つ佛印内のみならず對外的に宣傳活動を展開す

北支軍昨年度の大戰果

獨軍發表冬季戰々況

【東京十八日同盟】畏くも天皇陛下には十八日前相手に海軍の御陪食仰付けられた河相達夫ならびにエジプト國より歸朝の特命全權公使鉢本九萬及び前務次官西春彦の四氏を宮中に召させられ

南太平洋航空戦々果

大本營十六日十五時發表

〔海外放送日本語〕

〔ユースによる〕
一月五日以降同十一日までの間における帝國海軍航空隊の戰果次の如し
一、ソロモン群島方面航空戦
一、ニューギニア方面航空戦
二、擊墜破二十一機 我方自爆又は未歸還三機
三、擊墜破二十一機 我方自爆又は未歸還六機

海の前線から尊い獻金

一億國民の戰艦獻納運動に

〔東京十七日同盟〕昭和十七年第三四半期(十月から十二月迄)の國民貯蓄增加額はまだ昨年一年間の総合戻戻額をはるかに超えてゐる。これは主として全商業華僑を打つて一九四七年九月に達し同年九月には五十億の貯蓄増加が必要である。

〔東京十七日同盟〕昭和十七年九月の一部を含ます)六萬九千九百九十九、歸順(十二月)は五百九十九、敵敗戦尾體八十五百

</div

組合情報

ブエノス・アイレス花卉産業組合報告

[123]

一月十六日

| | |
|---------------|-----------|
| 市價調査 (十五日朝七時) | タリスマン |
| ○クラベール 百花 | ベター・タイム |
| スノードライイト | ジョアナ・ビル |
| パトリシアン | クーニン・メリ |
| インプロ・ホワイト | ローメ・クローリー |
| ペッテル | エルス・ボウルセン |
| キング・カーデナル | アーネス・ボーラス |
| スペック・スプレメ | ジヨアナ・ヒル |
| バーレック・ラフア | グリード・オラス |
| ペツテル | ローメ・オブ・オル |
| キング・カーデナル | アンス |
| フレッシュ・ピンク | オレンヂ・ブリニス |
| ビター・ファイシャ | バラダイス |
| サキシングルス | ボーリス |
| 五一九 | ボーリヤ |
| アントン・ビング | ダリヤ |
| ライト・ビンク・アバンダ | カタリン・ノーリス |
| ビンク・アバーダンス | シニア |
| 三一五 | マルガリータ |
| バルバラ・ブリガムハーバー | セブンティ |
| バラ・クリフ | セブンティ |
| 三一四 | セブンティ |

◎右は入場カナスター數二六六個の日の相場である

機械類・ピアノ・金庫
搬運用命下さい
信用第一

其の減少した收入に對して支出の方は會館、コ

スキン療養所、協和園運動場等の維持改善などに從來な

どよりも経費が増加こそそれ、之等施設を開鎖せぬ限り

以來一般寄附と雜入は殆んど無くなりました結果會費

だけが主たる財源となりました

然るにこの減少した收入に對して支出の方は會館、コ

スキン療養所、協和園運動場等の維持改善などに從來な

どよりも経費が増加こそそれ、之等施設を開鎖せぬ限り

經濟の削減は到底望めないのであります。併せ之等施設

は教育施設と共に在亞同胞來發展の基礎的施設であり

斯くは非改良し、設備の充實を計つて行ながれ

ばなりません、特にこの世界轉戦の非常時に外國にあ

る我々としては差額支拂することなく、將來の發展のた

めに常に少しでもよりよく備へることこそ我々の任務で

あると思ひます

それでこの日會の財政難を救ひ、且設備費及修繕費に

當て度いと考へ左記の通り「リーファー」を賣出することに

致しました。市及び近郊の同胞諸氏は日會々員たると

否とも間はず振つて多額の御援助を下さいます様御依頼

申上げます

尙前述の通り日會現在の主たる財源は會費でありま

すから一人でも會員が増加することは日會の活動に直

接影響を及ぼす結果となります、故に未だ會員でない

方にはこの際急ぎ御入會下さい。更に從來B.C.

昭和十一年十二月二日より

大正十二年十二月一日迄に出

生したる者にして微集延期

記

和十八年度微集延期事務ヲ取扱フベキ付關係者ハ左

記ニヨリ速カニ手續キ取扱レ度シ

前記期間經過後

ハ理由ノ如何ヲ問ハズ絶対ニ願書ヲ受理セズ

昭和十七年十一月十八日

在「ブエノス・アイレス」

告

大日本帝國領事館

示

來ル十二月一日ヨリ明年一月三十一日迄當館ニ於テ昭和十八年度微集延期事務ヲ取扱フベキ付關係者ハ左

記ニヨリ速カニ手續キ取扱レ度シ

前記期間經過後

ハ理由ノ如何ヲ問ハズ絶対ニ願書ヲ受理セズ

昭和十七年十一月十八日

在「ブエノス・アイレス」

告

大日本帝國領事館

示

來ル十二月一日ヨリ明年一月三十一日迄當館ニ於テ昭和十八年度微集延期事務ヲ取扱フベキ付關係者ハ左

記ニヨリ速カニ手續キ取扱レ度シ

前記期間經過後

ハ理由ノ如何ヲ問ハズ絶対ニ願書ヲ受理セズ

昭和十七年十一月十八日

在「ブエノス・アイレス」

告

大日本帝國領事館

示

來ル十二月一日ヨリ明年一月三十一日迄當館ニ於テ昭和十八年度微集延期事務ヲ取扱フベキ付關係者ハ左

記ニヨリ速カニ手續キ取扱レ度シ

前記期間經過後

ハ理由ノ如何ヲ問ハズ絶対ニ願書ヲ受理セズ

昭和十七年十一月十八日

在「ブエノス・アイレス」

告

大日本帝國領事館

示

來ル十二月一日ヨリ明年一月三十一日迄當館ニ於テ昭和十八年度微集延期事務ヲ取扱フベキ付關係者ハ左

記ニヨリ速カニ手續キ取扱レ度シ

前記期間經過後

ハ理由ノ如何ヲ問ハズ絶対ニ願書ヲ受理セズ

昭和十七年十一月十八日

在「ブエノス・アイレス」

告

大日本帝國領事館

示

來ル十二月一日ヨリ明年一月三十一日迄當館ニ於テ昭和十八年度微集延期事務ヲ取扱フベキ付關係者ハ左

記ニヨリ速カニ手續キ取扱レ度シ

前記期間經過後

ハ理由ノ如何ヲ問ハズ絶対ニ願書ヲ受理セズ

昭和十七年十一月十八日

在「ブエノス・アイレス」

告

大日本帝國領事館

示

來ル十二月一日ヨリ明年一月三十一日迄當館ニ於テ昭和十八年度微集延期事務ヲ取扱フベキ付關係者ハ左

記ニヨリ速カニ手續キ取扱レ度シ

前記期間經過後

ハ理由ノ如何ヲ問ハズ絶対ニ願書ヲ受理セズ

昭和十七年十一月十八日

在「ブエノス・アイレス」

告

大日本帝國領事館

示

來ル十二月一日ヨリ明年一月三十一日迄當館ニ於テ昭和十八年度微集延期事務ヲ取扱フベキ付關係者ハ左

記ニヨリ速カニ手續キ取扱レ度シ

前記期間經過後

ハ理由ノ如何ヲ問ハズ絶対ニ願書ヲ受理セズ

昭和十七年十一月十八日

在「ブエノス・アイレス」

告

大日本帝國領事館

示

來ル十二月一日ヨリ明年一月三十一日迄當館ニ於テ昭和十八年度微集延期事務ヲ取扱フベキ付關係者ハ左

記ニヨリ速カニ手續キ取扱レ度シ

前記期間經過後

ハ理由ノ如何ヲ問ハズ絶対ニ願書ヲ受理セズ

昭和十七年十一月十八日

在「ブエノス・アイレス」

告

大日本帝國領事館

示

來ル十二月一日ヨリ明年一月三十一日迄當館ニ於テ昭和十八年度微集延期事務ヲ取扱フベキ付關係者ハ左

記ニヨリ速カニ手續キ取扱レ度シ

前記期間經過後

ハ理由ノ如何ヲ問ハズ絶対ニ願書ヲ受理セズ

昭和十七年十一月十八日

在「ブエノス・アイレス」

告

大日本帝國領事館

示

來ル十二月一日ヨリ明年一月三十一日迄當館ニ於テ昭和十八年度微集延期事務ヲ取扱フベキ付關係者ハ左

記ニヨリ速カニ手續キ取扱レ度シ

前記期間經過後

ハ理由ノ如何ヲ問ハズ絶対ニ願書ヲ受理セズ

昭和十七年十一月十八日

在「ブエノス・アイレス」

告

大日本帝國領事館

示

來ル十二月一日ヨリ明年一月三十一日迄當館ニ於テ昭和十八年度微集延期事務ヲ取扱フベキ付關係者ハ左

記ニヨリ速カニ手續キ取扱レ度シ

前記期間經過後

ハ理由ノ如何ヲ問ハズ絶対ニ願書ヲ受理セズ

昭和十七年十一月十八日

在「ブエノス・アイレス」

告

大日本帝國領事館

示

來ル十二月一日ヨリ明年一月三十一日迄當館ニ於テ昭和十八年度微集延期事務ヲ取扱フベキ付關係者ハ左

記ニヨリ速カニ手續キ取扱レ度シ

前記期間經過後

ハ理由ノ如何ヲ問ハズ絶対ニ願書ヲ受理セズ

昭和十七年十一月十八日

在「ブエノス・アイレス」

告

大日本帝國領事館

示

來ル十二月一日ヨリ明年一月三十一日迄當館ニ於テ昭和十八年度微集延期事務ヲ取扱フベキ付關係者ハ左

記ニヨリ速カニ手續キ取扱レ度シ

前記期間經過後

ハ理由ノ如何ヲ問ハズ絶対ニ願書ヲ受理セズ

昭和十七年十一月十八日

在「ブエノス・アイレス」

告

大日本帝國領事館

示

來ル十二月一日ヨリ明年一月三十一日迄當館ニ於テ昭和十八年度微集延期事務ヲ取扱フベキ付關係者ハ左